

## 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 概要

人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告を勘案して、職員の期末手当の支給月数の改定を行うため、関係条例を改正しようとするもの

### 2 改正対象条例

- (1) 青森市職員の給与に関する条例
- (2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (4) 青森市特別職の職員の給与に関する条例

### 3 主な改正内容

期末手当の支給月数の改定

令和 3 年度

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員	期末	1. 225	1. 225 → 1. 175	2. 450 → 2. 400	△ 0. 05
再任用職員	期末	0. 700	0. 700 → 0. 650	1. 400 → 1. 350	△ 0. 05
任期付研究員	期末	1. 600	1. 600 → 1. 550	3. 200 → 3. 150	△ 0. 05
任期付職員	期末	1. 600	1. 600 → 1. 550	3. 200 → 3. 150	△ 0. 05
特別職及び 市議会議員	期末	1. 600	1. 600 → 1. 550	3. 200 → 3. 150	△ 0. 05

令和 4 年度以降

(単位：月数)

区分	手当名	6 月期	1 2 月期	年計	前年度比
一般職員	期末	1. 225 → 1. 200	1. 175 → 1. 200	2. 400	—
再任用職員	期末	0. 700 → 0. 675	0. 650 → 0. 675	1. 350	—
任期付研究員	期末	1. 600 → 1. 575	1. 550 → 1. 575	3. 150	—
任期付職員	期末	1. 600 → 1. 575	1. 550 → 1. 575	3. 150	—
特別職及び 市議会議員	期末	1. 600 → 1. 575	1. 550 → 1. 575	3. 150	—

#### 4 施行期日

令和 3 年度に係る改正

公布の日

令和 4 年度以降に係る改正

令和 4 年 4 月 1 日

#### 5 令和 3 年度における改定に伴う影響額

約 60,705 千円の減